

令和6年度 過誤申立締切日一覧

区処理月	提出締切日（必着）	過誤処理可能分	国保連過誤処理月 及び同月過誤の再請求	過誤決定通知 （過誤調整）
令和6年4月	18日（木）	国保連3月審査分まで	5月	6月
5月	21日（火）	国保連4月審査分まで	6月	7月
6月	19日（水）	国保連5月審査分まで	7月	8月
7月	19日（金）	国保連6月審査分まで	8月	9月
8月	20日（火）	国保連7月審査分まで	9月	10月
9月	18日（水）	国保連8月審査分まで	10月	11月
10月	18日（金）	国保連9月審査分まで	11月	12月
11月	19日（火）	国保連10月審査分まで	12月	6年1月
12月	18日（水）	国保連11月審査分まで	6年1月	2月
令和7年1月	21日（火）	国保連12月審査分まで	2月	3月
2月	18日（火）	国保連1月審査分まで	3月	4月
3月	18日（火）	国保連2月審査分まで	4月	5月

＜注意事項＞

- (1) 過誤申立書は、国保連への請求が「**返戻**」又は「**保留**」扱いになっていないことを確認してから提出してください。
- (2) **Hで始まる被保険者番号**の過誤は、世田谷総合支所 生活支援課 医療・事務調整(03-6413-9485)へご連絡ください。
- (3) 30件以上ある場合は、なるべく締切日の前日までに提出してください。
- (4) 締切日以降に提出された場合は、翌月の過誤申立となります。
- (5) 締切日以降の過誤取消はできません。
- (6) 国保連合会への直接持込みはできません。
- (7) ファクシミリでの受付はいたしません。
- (8) **都道府県および市区町村の指導検査等により過誤申立をする場合**は、過誤申立書の提出前に必ず下記までご連絡ください。
- (9) **都道府県および市区町村の指導検査等により過誤申立をする場合**は、過誤申立書の提出時に「請求額確認表(別添)」と「指導結果通知等のコピー」を添付してください。

提出先 〒154-8504
 東京都世田谷区世田谷4-21-27
 世田谷区役所 介護保険課 保険給付係
 電話 03-5432-2646

ホームページからのダウンロードは

トップ → もくじ → 福祉・健康 → 高齢・介護 → 介護保険事業者向け情報 →
 → 介護給付費過誤申立書等